



絶対禁止

廃棄物の野外焼却

廃棄物の野外焼却(野焼き)

は、廃棄物の処理および清掃に関する法律(廃棄物処理法)で禁止されています。ドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘つての焼却は、野焼きと同じで認められません。

また、家庭用小型焼却炉のほとんどは、廃棄物処理法で定める焼却設備の構造基準を満たしていないため、ごみを燃やすことは認められません。

違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となります。

ただし、一部例外も規定されています。

た。ただし、一部例外も規定されています。

河川管理者が行う伐採した草木の焼却など

凍霜害防止のための稲わらの焼却など

『どんと焼き』などの地域の行事における不要となった

門松、しめ縄の焼却など

・ 農業者が行う稲わらなどの焼却、林業者が行う伐採した

・ 枝条の焼却など

・ たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却など

*ただし、これらの焼却行為であつても、煙の量や臭いなどにより近所に迷惑をかける

など生活環境保全上の観点から行政指導の対象となる

場合があります。

問合せ 環境保全課環境係

係 電話(80)1163

危害防止対策

11月は強化月間

・ 飼い犬は、市役所で犬の登録を必ず行つてください。

・ 飼い犬は、年1回の狂犬病予防注射を必ず行つてください。

・ ねこは屋内で飼いましょう。

・ 飼い主がわからない犬やねこには、むやみにエサを与えないようにしましょう。

問合せ 山武健康福祉センター(保健所)

電話(54)0611

動物愛護センター

電話0476(93)5711

狩猟が解禁

今年15日から来年2月15日まで、の間、狩猟が解禁になります。

ハンターの方々には法令を守り、事故を起こさないようお願いします。

・ 市民の皆さんも、山林原野に立ち入る際は、ハンターが認識しやすいように、赤オレンジなどの目立つ色彩の服装や、ポリウレムをあげたラジオを携帯するなど、十分注意ください。

問合せ 県東上総県民センター

山武事務所 地域環境室

電話(55)3862

ストップ地球温暖化!! シリーズ No.5

「うちエコ」はじめませんか?

11月1日～3月31日まではウォームビズ実施期間

政府では、地球温暖化防止のため暖房時のオフィスの室温を20℃にすることを呼びかけています。“寒い時は着る”“過度に暖房機器に頼らない”そんな原点に立ち返り、“暖房に頼り過ぎず、働きやすく暖かく格好良いビジネススタイル”それが「WARM BIZ(ウォームビズ)」です。

2006年の冬から「ウォームビズ」の取り組みなどを「オフィス」から家の中まで広げ、衣食住を通じて「家(うち)」の中からできる温暖化防止対策、名づけて「うちエコ!」を推進しています。

日本では、年間の暖房日数の方が冷房日数よりも多く、気温と室温との差が大きいため、冷暖房兼用エアコン1台あたりでは、暖房の設定温度を下げるほうが、冷房の設定温度を上げるよりも削減効果が高いといえます。この冬は、家の中でも暖かい服装を心がけ、暖房の温度を低めに設定するなど、「うちエコ!」をぜひ実践しましょう。

ごみゼロ運動にご協力ください



実施日 11月16日(日)
午前8時～11時(雨天決行)

場所 市内の道路沿い

収集方法 市から配布のごみ袋で、紙くず・カン・ビン等を集めてください。

※粗大ごみについては、対象外ですので収集しないでください。

※区・自治会として登録していない団体で、ごみゼロ運動にご協力いただける団体にも、専用のごみ袋を配布いたしますのでご連絡ください。

問合せ 環境保全課 生活環境係
電話(80)1161